

条 例

議会の議決を経た「千曲市余熱利用施設条例の一部を改正する条例」をここに公布する。

令和7年6月30日

千曲市長 小川 修 一

千曲市条例第29号

千曲市余熱利用施設条例の一部を改正する条例

千曲市余熱利用施設条例（令和３年千曲市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第８条第２項中「別表」を「別表第１」に改める。

第９条第１項中「別表」を「別表第２」に改め、同項第１号中「及び満３歳未満の者」を削る。

別表を次のように改める。

別表第１（第８条関係）

利用区分		利用料金
１回券	大人（１２歳以上）	５００円
	中人（６歳以上１２歳未満）	１７０円
	小人（６歳未満）	８０円

別表第１の次に次の１表を加える。

別表第２（第９条関係）

利用区分		利用料金
１回券	満６５歳以上の者	３５０円
	身体障害者福祉法施行規則（昭和２５年厚生省令第１５号）別表第５号に規定する身体障害者障害程度等級表の１級、２級又は３級に該当する者及びその介護者	無料
	身体障害者福祉法施行規則別表第５号に規定する身体障害者障害程度等級表の４級、５級又は６級に該当する者	３５０円
	療育手帳交付要綱に規定する障害の判定区分表のＡ１、Ａ２に該当する者及びその介護者	無料
	療育手帳交付要綱に規定する障害の判定区分表のＢ１、Ｂ２に該当する者	３５０円
	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和２５年政令第１５５号）に規定する障害等級表の１級及び２級に該当する者及びその介護者	無料

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令に規定する障害等級表の3級に該当する者	350円
児童扶養手当法の規定による支給要件を満たす児童及びその児童を扶養している者	無料

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の千曲市余熱利用施設条例の規定により受けたこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用の許可は、この条例による改正後の千曲市余熱利用施設条例（以下「新条例」という。）の規定により受けた利用の許可とみなす。
- 3 新条例第8条、第9条、別表第1及び別表第2の規定は、施行日以後の利用に係るものから適用し、施行日前の利用に係るものについては、なお従前の例による。

